

農家民宿 開業の 手引き



令和 7 年 9 月
福島県南会津農林事務所

目次

はじめに	・・・P1
1 農林漁業体験民宿（農家民宿）について	・・・P1
(1) 農林漁業体験民宿（農家民宿）とは	・・・P1
(2) 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役割	・・・P2
(3) 「農家民宿」と「民宿」	・・・P3
(4) 農家民宿に関する規制緩和	・・・P4
2 農家民宿の開業手続き	・・・P6
(1) 開業の構想	・・・P6
(2) 開業手続き全体の流れ（旅館業法の簡易宿所営業による開業を想定）	・・・P8
(3) 開業の手続き（個別）	・・・P9
ア 開業のための事前相談（農林事務所）	
イ 営業許可等についての事前相談（保健福祉事務所（保健所））	
ウ 建築基準法に適合した建物かの確認（建設事務所）	
エ 農林漁業体験民宿業等の確認申請、確認書交付（農林事務所）	
オ 消防法に関する相談、意見伺い、手続き（消防本部）	
カ 旅館業法、食品衛生法等に関する手続き（保健福祉事務所（保健所））	
(4) 申請・確認・提出書類チェックリスト	・・・P12
3 開業後について	・・・P14
(1) 開業後に必要な対応、手続き等	・・・P14
(2) 衛生管理について	・・・P15
(3) 設備の管理について	・・・P15
4 各種問い合わせ先	・・・P16
5 その他参考情報	・・・P16

はじめに

近年、体験交流型観光に対するニーズが高まっており、農山漁村での滞在型余暇活動「グリーン・ツーリズム」は、観光客受入による地域経済の発展や都市と農村の交流人口拡大に寄与するものとして期待されております。

令和6年に改正された「食料・農業・農村基本法」では、国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、余暇を利用した農村への滞在の機会を提供することが促進されています。

この南会津地方は、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の受入モデル地域に選定されて以降、積極的に教育旅行における農林漁業体験・宿泊体験の受入に取り組んでおりましたが、令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大や高齢化の影響により営業をやめてしまう農家民宿が相次いでおり、教育旅行において一度に受け入れできる生徒数に限りがあるという状況にあります。

そのため、農家民宿営業数の増加に向けて、開業までの手続きや受入時のポイントを解説した本書「農家民宿開業の手引き」を発行いたしました。

農家民宿の開業に興味のある皆様に本書をご活用いただき、農家民宿の開業をはじめとしたグリーン・ツーリズムの促進に取り組まれ、農山漁村地域の活性化につながりますことを期待します。

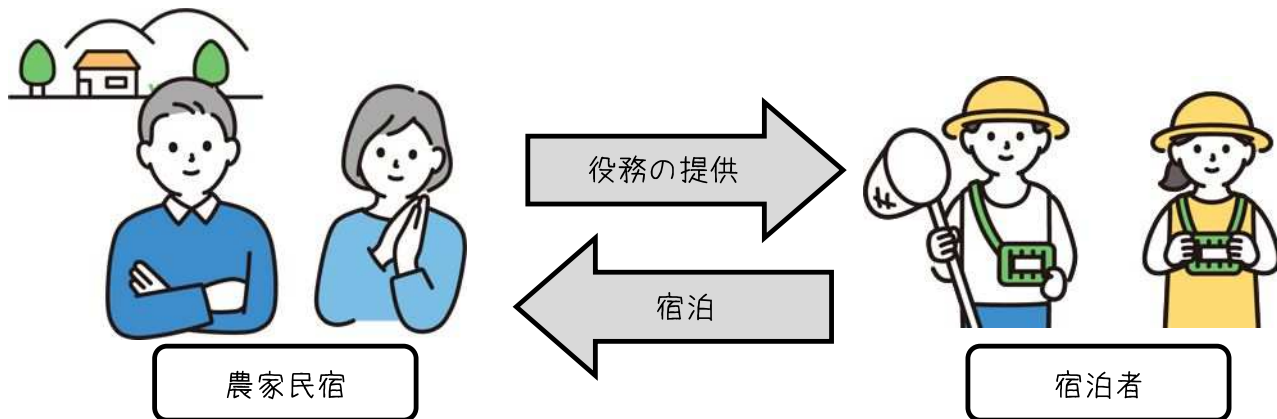


1 農林漁業体験民宿（農家民宿）について

（1）農林漁業体験民宿（農家民宿）とは

農林漁業体験民宿（農家民宿）は、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（通称「農山漁村余暇法」）において、「「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業をいう。」と定義されています。

なお、本手引きでは、農山漁村滞在型余暇活動（P2参照）の役務を提供する「農林漁業体験民宿業」を農家民宿として扱い、客室延床面積が33㎡未満の農家民宿を主な対象として説明していきます。



(2) 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務

農家民宿は、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務（農林漁業体験）を提供できることが条件となります。

農林業体験の例は以下のとおりです。

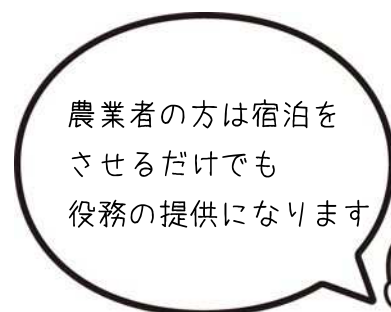
【提供する農林業体験の例】

	滞在型余暇活動に必要な役務	具体例
農村滞在型	ア 農作業の体験の指導 イ 農産物の加工又は調理の体験の指導 ウ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与 エ 農用地その他の農業資源の案内 オ 農作業体験施設等を利用させる役務 カ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん	田植え、稲刈り、野菜・果物の栽培作業や収穫作業 もちつき、そば打ち、漬物作り、郷土料理作り体験 地域の伝統行事への参加、雪かき、かかし作り 農業用ため池への案内 等
山村滞在型	ア 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導 イ 林産物の加工又は調理の体験の指導 ウ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与 エ 森林の案内 オ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 カ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん	下草刈り、枝打ち、山菜採り、キノコ採り、椎茸作り 干し椎茸作り、山菜料理作り 炭焼き、木工細工作り、つる細工作り 森林散策、里山案内 等

※漁業は省略



提供する体験は農作業に限らず、
農林業に関わることであればOK！
近隣の農林業者と連携して
体験を提供することも可能です



農業者の方は宿泊を
させるだけでも
役務の提供になります

(3) 「農家民宿」と「民宿」

「農家民宿」をはじめ、いわゆる「民宿」や「旅館」、「ホテル」などを営業するには旅館業法の営業許可が必要です。

農林漁業体験を提供することが確認でき、旅館業法における営業許可を受けたものが「農家民宿」となります。

旅館業法には以下の3つの区分があり、それぞれ規制内容が違います。

【旅館業法の区分と主な規制内容】

区分	①旅館・ホテル営業	②簡易宿所営業	③下宿営業
定義	施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。	宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの。	施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。
玄関帳場(フロント)	必要	不要	不要
面積基準	客室床面積が7㎡以上/室 (寝台有の場合は9㎡以上/室)	客室の延床面積が33㎡以上 (10人未満は3.3㎡×人数 以上)	無
住専地域での実施	不可 (ただし、条例により実施可能)		可
公衆衛生の確保	○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。 ○当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備、適当な規模の洗面設備、適当な数の便所を有すること。		

コラム：旅館業法に「民宿」はない？

旅館業法上に「民宿」という表現はなく、上記の表のうち主に「②簡易宿所営業」についてを“一般的”に「民宿」と呼称しています。

なお、農林漁業体験民宿であることの確認申請をしたうえで営業許可を受ける場合、旅館業法をはじめとした様々な法律で許可における規制が緩和されており、営業許可を受けやすくなっています。

規制緩和の詳細な内容については次ページで説明します。

(4) 農家民宿に関する規制緩和

農家民宿として営業の許可を受ける場合、旅館業法の面積基準や他の関係法の規制が緩和されており、営業の許可が取得しやすくなっています。

【規制緩和の主な内容】

該当法律	農家民宿における規制緩和内容
旅館業法 (簡易宿所営業)	面積基準において、 <u>33㎡（10人未満は3.3㎡×人数 以上）に満たない場合でも営業の許可を得ることが可能。</u> （H15、H28、H30改正）
建築基準法	<u>住宅の一部を農家民宿として利用し、客室面積が33㎡未満であり、避難上支障がないと認められた場合は建築基準法の「住宅」として扱われ、「旅館」としての対応が不要。</u> （H17改正）
農地法	農地所有適格法人が行う業務として民宿経営が認められている。（H17改正）
消防法	農家民宿部分が按分した共用部分を含めて50㎡以下かつ、住宅部分の床面積より小さい場合、管轄の消防長または消防署長の判断により、住宅用の防災機器が設置されていれば問題ないこととする。（H16、H19、H29改正）
道路運送法	農家民宿が宿泊サービスの一環として行う送迎や周遊案内は原則として許可対象外とし、道路運送法上の問題はない。（H15、H23改正）
旅行業法	農家民宿自らが運送・宿泊サービスに農業体験を付加して販売や広告をすることは旅行業法に抵触しない。（H15改正）
食品衛生法	各種設備の自家用との兼用、利用客が体験調理をするための調理場への入室は可能としている。（H16福島県指導の緩和） また、提供される食事すべてが宿泊者による自炊の場合や共同調理の場合は食品衛生法に基づく飲食店営業許可が不要。（H22厚労省から明確化要請）



【参考】住宅宿泊事業法による開業

先述の「旅館業法」で営業許可を受け開業するほか、「住宅宿泊事業法」の届出を行い開業をすることも可能です。

「住宅宿泊事業法」での開業の場合、宿泊日数が年180日を超えないことなど要件がありますので、両者の違いを理解したうえでどちらの方法で開業するかを決めましょう。

【旅館業法と住宅宿泊事業法の違い】

区分		旅館業法による開業 (簡易宿所営業による農家民宿)	住宅宿泊事業法による開業
行政手続		保健福祉事務所（保健所） による許可	「民泊制度ポータルサイト」での オンライン届出、もしくは観光 交流課への届出
営業日数		—	年間180日を超えないこと (4/1～翌年3/31の間)
居住要件		—	以下のいずれかに該当すること ①現在人が住んでいる家屋 ②入居者の募集が行われている 家屋 ③生活の本拠ではないが、しば しば住居として使われている 家屋
主な構造 設備要件	面積	規制緩和により基準なし	1人あたり3.3㎡以上
	台所	不要	必要
	浴室	原則必要 (不要の要件あり)	必要
	便所	必要	必要
	洗面設備	必要	必要
近隣住民への説明		—	必要
定期報告		—	偶数月の15日までに 観光交流課へ報告が必要

※申請の方法など詳細は福島県観光交流課へお問い合わせいただくか、HP（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/minpaku-01.html>）をご参照ください。

2 農家民宿の開業手続き

(1) 開業の構想

まずは、どのような農家民宿にしたいかの構想をしっかりと練りましょう。

また、農家民宿の開業においてはご家族の同意と協力が必要不可欠です。

家族内で意見をすり合わせながら、客層やサービスの内容、経営スタイルを整理し、ご自身のライフスタイルに合わせて無理のない営業体制としましょう。

【検討の内容例】

①営業スタイル

- ・通年型：1年を通して営業
- ・季節型：春、夏休み等の長期休暇や農閑散期のみの営業など受入時期を限定
- ・週末型：土日のみ営業

②食事の提供

食事を提供する場合は食品衛生法に基づく飲食店営業許可が必要となります。

以下の例を参考に自分に合ったスタイルを決めましょう。

提供の方法 (一例)	特徴	飲食店 営業の許可
素泊まり式	食事の提供を行わないため、経営者側の労力が軽減されます	不要
自炊式	宿泊者が自炊できる施設を用意することが必要です	不要
調理体験式	宿泊者と経営者の家族が共同で調理をするものです 郷土料理の調理体験の場合、滞在型余暇活動に必要な役務として認められます	不要
食事付き	3食提供する場合や朝食のみを提供するなど、無理のないスタイルでの提供としましょう	要

③提供する体験プログラム

2ページを参考に、どのような体験を提供するか、どのようなプログラムを組むかを検討しましょう。

また、地域の農林漁業者や各種団体などと連携し、体験の提供や飲食店の案内をすることで地域の活性化にもつながります。

④リスクの想定

農家民宿を営業するうえで起こりうるリスクについて把握し、事前にその対処方法を定めておくことが重要となります。

万が一の事態に備え、応急手当のできる資材の確保、警察や病院などの緊急連絡先リストの整理、保険への加入などをしましょう。



【農家民宿構想用シート】

本シートを活用し、どのような農家民宿にするかの構想を練ってみましょう。

項目	内容
経営者	☐ 農業者 ☐ 林業者 ☐ 漁業者 ☐ それ以外
運営方法	☐ 個人運営 ☐ 法人運営 ☐ 集落などでの共同運営 関係者ごとの役割
営業期間	☐ 通年（休む時： ） ☐ 季節営業（ 月 日 ～ 月 日） ☐ その他（ ）
体験メニュー	☐ 農村滞在型 （体験内容： ） ☐ 山村滞在型 （体験内容： ） ☐ 漁村滞在型 （体験内容： ）
客室	部屋数：（ ）部屋 建物（家の）延床面積：（ ）㎡ →うち民宿部分（ ）㎡、客室部分（ ）㎡ 客室の位置： ☐ １階 ☐ ２階 ☐ その他（ ）
宿泊定員	一日の宿泊定員：（ ）人
お風呂	☐ あり → ☐ 家庭用と共同（ ☐ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ 温泉） ☐ 宿泊者専用（ ☐ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ 温泉） ☐ なし →近隣の浴場を利用（施設名： ）
トイレ	☐ 家庭用と共同 （和式大便器： 個、小便器： 個、洋式便器： 個） ☐ 宿泊者専用 （和式大便器： 個、小便器： 個、洋式便器： 個）
食事の提供	☐ あり → ☐ 朝夕２食 ☐ 朝食のみ ☐ その他（ ） ☐ なし → ☐ 素泊まり式 ☐ 自炊式 ☐ 共同調理体験
送迎	☐ あり（どこまで： ） ☐ なし
使用する水	☐ 水道水 ☐ 井戸水（ ☐ 消毒設備あり ☐ 消毒設備なし）
汚水処理	☐ 下水道 ☐ 浄化槽（ ☐ 合併浄化槽 ☐ 単独浄化槽）

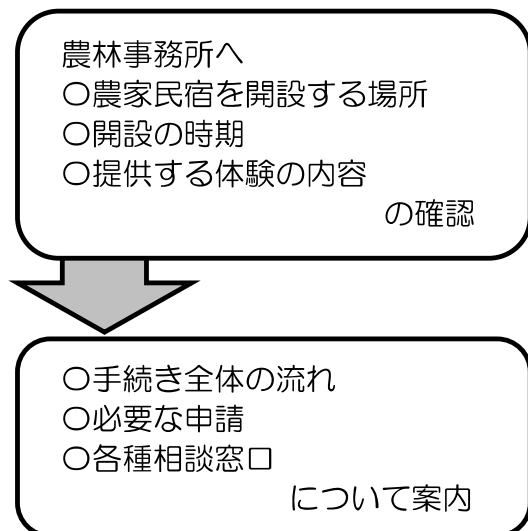


(2) 開業手続き全体の流れ（旅館業法の簡易宿所営業による開業を想定）



（３）開業の手続き（個別）

ア 開業のための事前相談（農林事務所）



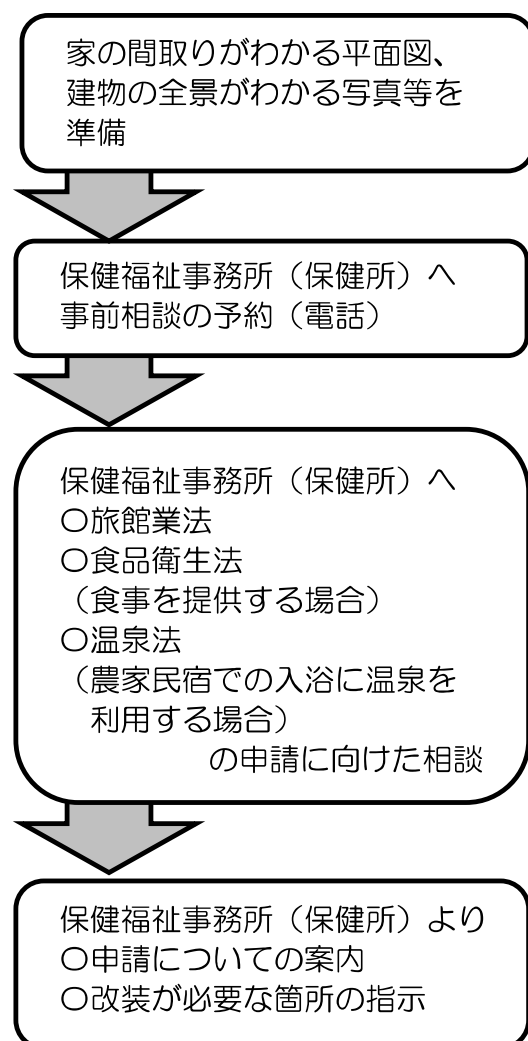
農家民宿の開業を検討している場合、まずはお気軽に南会津農林事務所までご相談ください。

実施の内容について確認後、開設に向けて手続き全体の流れや必要な各種申請、個別の相談窓口について案内いたします。

併せて、工にて申請する「農林漁業体験民宿業等の確認申請書（様式第１号）」の様式をお渡しします。



イ 営業許可等についての事前相談（保健福祉事務所（保健所））



農家民宿の開業に向けて話が具体的になったら、保健福祉事務所（保健所）へ旅館業法による開業の事前相談をします（電話にて要予約）。

平面図や写真を基に必要な設備や基準を確認するため、家の間取りがわかる平面図、建物の全景がわかる写真等を持参してください。

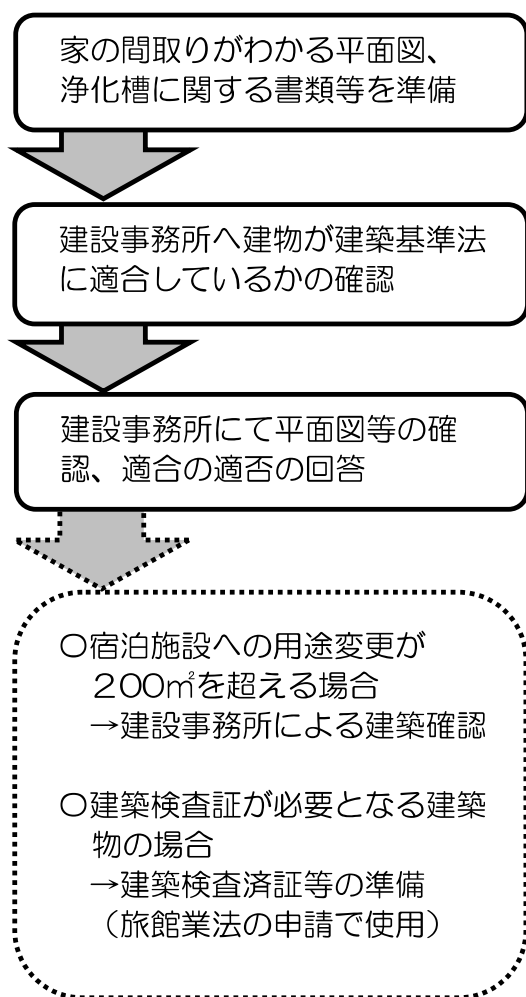
また、食事を提供する場合には食品衛生法に基づく飲食店の営業許可（農産物の加工販売等を行おうとする場合は品目に応じた許可）が、農家民宿での入浴に温泉を利用する場合は温泉法に基づく温泉利用許可も必要となりますので、あわせて図面等を持参してください。

なお、これらの法で定める基準に適合しない場合、基準に合うよう改修等が必要となりますので、申請の前に必ずご相談ください。

特に食品衛生法に基づく営業許可に関しては、令和３年６月からＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理（食品衛生上の危害を防止するために必要な管理計画を作成し、管理を行う）が義務付けられましたので、事前相談の際に良く確認してください。

※ 使用水が井戸水の場合、消毒設備の設置、水質検査等が必要となりますので、注意してください。

ウ 建築基準法に適合した建物かの確認（建設事務所）



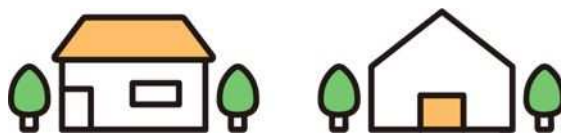
農家民宿として使用する建物が建築基準法に適合しているかを確認する必要があるため、建物の平面図及び浄化槽に関する書類を持参して建設事務所に相談してください。

開業において建物の新築や増築、改築を伴う宿泊施設の用途変更が200㎡を超える場合は建築確認が必要となります。

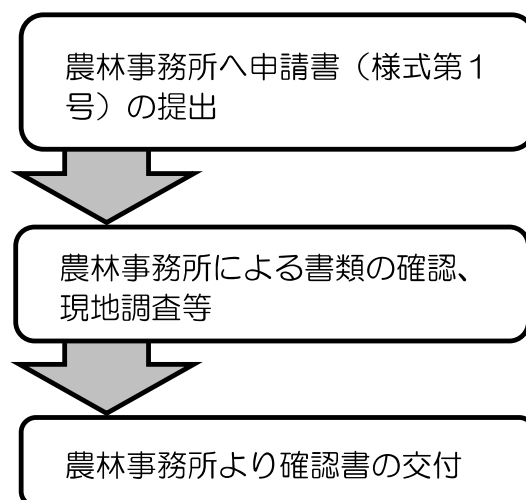
なお、旅館業法による許可申請の際に建築基準法の建築検査済証等が必要となる場合があります。

○建築検査済証が必要となる建築物

- (1) 都市計画区域又は指定区域内の建築物（南会津町の一部地域、下郷町が該当）
- (2) 上記以外の区域で、以下のいずれかに該当するもの
 - ・2階建て以上
 - ・延べ面積が200㎡を超えるもの



エ 農林漁業体験民宿業等の確認申請、確認書交付（農林事務所）

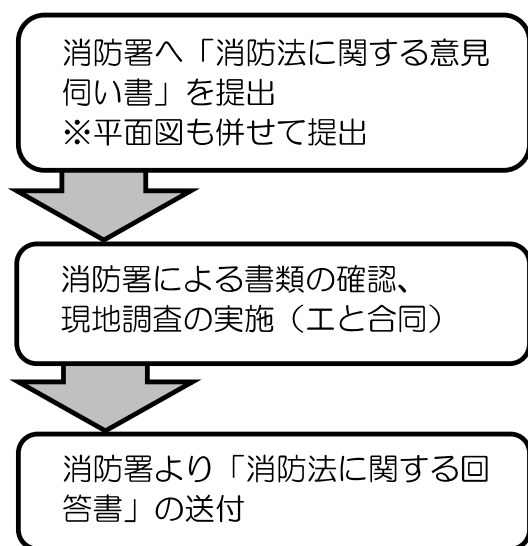


農家民宿の開業として規制緩和を受けるため、農林事務所に対し、アでお渡しした「農林漁業体験民宿業等の確認申請書（様式第1号）」を作成し、提出してください。

申請後、農林事務所による提出書類の確認や現地調査等を経て確認書を交付します。

交付された確認証は旅館業法や消防法などの手続き時に、農家民宿による規制緩和を受けるために必要となります。

オ 消防法に関する相談、意見伺い、手続き（消防本部）

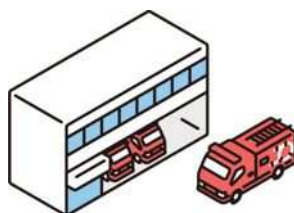


建物が消防法に適合しているものかを確認するため、「消防法に関する意見伺い書」を作成し、消防署へ提出してください。

提出後書類を確認し、消防署の職員による現地調査を行います。

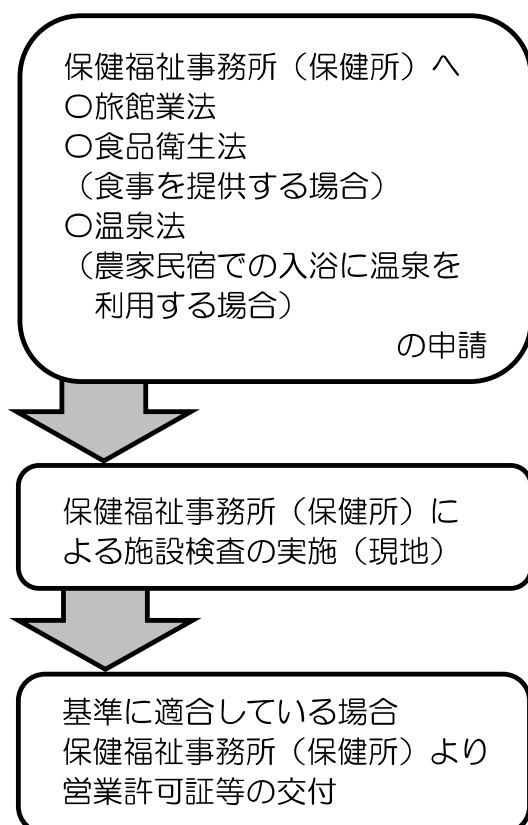
なお、現地調査は消防署と農林事務所で日程を調整し、工の農林漁業体験民宿業等の申請における現地調査と同時に行います。

調査後問題がなければ「消防法に関する回答書」を発行しお送りします。この回答書は旅館業法の営業許可申請の際に使用します。



カ 旅館業法、食品衛生法等に関する手続き（保健福祉事務所（保健所））

キ 営業許可証等の交付（保健福祉事務所（保健所））



イでの相談を踏まえ、旅館業法に係る営業許可の申請をします。

事前相談にて基準に適合しない箇所があった場合は基準に沿うよう改修等を行い、改めて相談をした後に申請を行いましょう。

申請書の提出後、保健福祉事務所（保健所）の職員による施設検査（現地）を行い、基準に適合していることが認められると営業許可証が交付されます。

食事の提供をする場合は食品衛生法に基づく飲食店の営業許可の、農家民宿での入浴に温泉を利用する場合は温泉法に基づく温泉利用許可の申請も行いましょう。

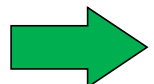
営業許可証等の交付をもって農家民宿の開業が可能となります！



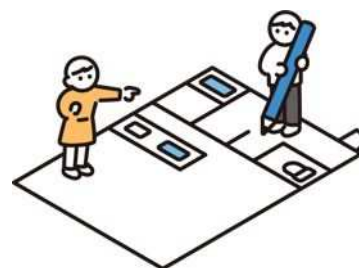
(4) 申請・確認・提出書類チェックリスト

必要な申請	提出書類	担当
☐ 農林漁業体験民宿業であることの申請	☐ 農林漁業体験民宿業等の確認申請書 (様式第1号)	南会津農林事務所
☐ 旅館業法に係る営業許可申請 (簡易宿所営業)	☐ 旅館業営業許可申請書 ※福島県収入証紙22,000円 ☐ 定款または寄付行為の写し (法人の場合) ☐ 登記事項証明書 (法人の場合) ☐ 平面図 ☐ 見取図 ☐ 配置図 ☐ 立面図 ☐ 旅館業法に定める欠格要件に該当しない旨の誓約書 ☐ 設備機器仕様書及び配管系統図 ※必要に応じ提出 ☐ 検査済証等の写し ※建築確認が必要な建物のみ ☐ 消防法による回答書 ※消防署より交付 ☐ 農林漁業体験民宿等の確認書の写し ※農林事務所より交付 ☐ 水質検査成績書 ※井戸水など自家用水を利用する場合、1年以内に実施したもの	南会津保健福祉事務所 (南会津保健所)
☐ 食品衛生法に係る飲食店営業許可の申請 (食事を提供する場合)	☐ 食品営業許可申請書 ☐ 施設の平面図 ☐ 水質検査成績書 (水道水を貯める貯水槽の容量が5立方メートル以下の場合又は使用水が井戸水等の自己水源の場合) ☐ 申請手数料 ※食事の提供のみの場合、福島県収入証紙18,000円(令和7年8月現在) 他の業種の許可が必要な場合は別途必要となります	南会津保健福祉事務所 (南会津保健所)

次ページへ続く



必要な申請	提出書類	担当
☐ 温泉法に係る利用許可の申請 (入浴に温泉を使用する場合)	☐ 温泉利用許可申請書 ☐ 申請者が法人である場合、定款若しくは寄付行為の写し又は法人登記事項証明書 ☐ 温泉法に規定する欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面 ☐ 分湯を受ける場合は、分湯契約書等の分湯を受ける権利を証する書類の写し ☐ 利用施設の工事仕様書、平面図、断面図及び配管図、浴室、浴槽等の平面図、断面図及び配管図等 ☐ 2か所以上のゆう出地から引湯し、混合利用する場合は、それぞれのゆう出地及び混合場所を記載した書面 ☐ 分析後10年以内の温泉分析書の写し (混合の場合は、混合後のもの) ☐ 排水経路、排水処理方法及び関係機関への届出又は事前相談等の状況に関する資料 ☐ 申請手数料 ※福島県収入証紙32,600円	南会津保健福祉事務所 (南会津保健所)
☐ 消防法に係る申請	☐ 消防法に関する意見伺い書 ☐ 建物の平面図 ☐ 旅館業法に係る営業許可申請書等の写し	南会津地方広域市町村圏組合消防本部
☐ 建築基準法に係る確認	基本的に手続きは不要ですが、以下に該当しない場合、「旅館」として建築基準法に係る措置が必要です。 ☐ 住宅の一部を利用 ☐ 客室面積が33㎡未満であり、避難上支障がないと認められる	南会津建設事務所



③ 開業後について

(1) 開業後に必要な対応、手続き等

旅館業法等の許可を取得して農家民宿を開業した後に、施設の変更、相続等の事情が生じた場合、関係する行政機関にその事情に応じた手続きが必要となる場合があります。

また、食品衛生法に基づく営業許可は、施設設備の状況等によって有効期限を定めますので、営業を継続する場合は有効期限が切れる前に更新の手続きが必要となります。

そのため、何かあった際は放置せずに関係する行政機関（4 各種問い合わせ先）へ確認してください。

なお、各行政機関で法律に規定する事項の遵守状況を確認するために、立入検査等を行う場合もありますので、ご承知ください。

参考までに旅館業法に関する手続きを以下に示します。

ア 立入検査への対応

営業開始後は保健福祉事務所（保健所）により立入検査が行われることがあります（旅館業法第7条第1項及び第2項）。

立入検査を拒んだり妨げたり、虚偽の答弁などをした場合罰金に処される場合があります（旅館業法第11条）。

イ 宿泊者名簿の作成

営業者は宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名や住所、連絡先その他の事項を宿泊者に記載させる必要があります。

宿泊者名簿は各営業施設ごとに作成することとなります。記載する事項については福島県の食品生活衛生課HPを参考にしてください。

食品生活衛生課HP：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/ryokan-meibotettei.html>

なお、宿泊者名簿は個人情報となりますので、取り扱いには注意しましょう。

ウ 営業者が死亡し、相続者が引き続き営業を行う場合

被相続者の死亡後60日以内に「旅館業営業承継承認申請書」を保健福祉事務所（保健所）に提出し、審査を受ける必要があります。

60日を超えると承継できず営業ができなくなりますので注意してください。

エ 営業を営む法人が合併、分割する場合

法人が合併または分割する場合、引き続き営業を行う場合には登記前に「承継承認申請書」を提出し、審査を受けてください。

オ 営業を譲渡する場合

譲渡契約締結後引渡前に、「旅館業営業承継承認申請書」を提出し、審査を受けてください。

カ 変更届について

「旅館業営業許可申請書」及び「営業許可承継承認申請書」の記載事項に変更があった場合、10日以内に変更届を保健福祉事務所（保健所）に提出してください。

（例：法人名称の変更、管理者の変更、客室の一部廃止、構造設備の変更 等）

なお、構造設備を大幅に変更する場合は、保健福祉事務所（保健所）を含む関係機関に事前に相談をお願いします。

キ 事業を停止または廃止するとき

営業施設を休止又は廃止した場合は、10日以内に「旅館業営業停止（廃止）届」を保健福祉事務所（保健所）に提出する必要があります。

（2）衛生管理について

食事や飲食物の提供をする場合、常に衛生管理には気を使わなくてはなりません。

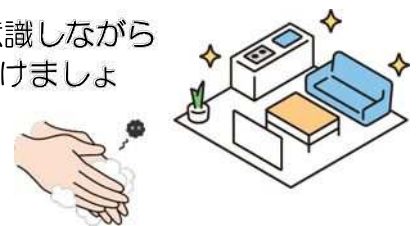
食中毒を防止するため、調理の際は清潔な服を着用し、調理開始前の手洗いや調理器具及び設備の洗浄消毒を徹底し、食器についても清潔を保ちましょう。

井戸水を使用している場合は年1回の水質検査を行い、水質の管理にも気を付けましょう。

また、トイレ・風呂・洗面所などの水回りや寝具についても衛生面の配慮をし、清潔感を保てるようにしましょう。

利用者の苦情はそのほとんどがトイレ、お風呂、寝具が汚いといったものとなっています。

利用者に気持ちよく宿泊してもらうためにも、清潔感を意識しながら兼用空間などは生活臭をあまり感じさせないよう整頓を心がけましょう。



（3）設備の管理について

農家民宿を経営していくうえで、施設や設備、消耗品などの維持管理は必要となります。こまめに点検を行うとともに修繕等が発生した場合を想定した運営費用を計上しておきましょう。

また、窃盗などの事故防止のため、外部からの侵入者を防ぐことを考慮した設備の設置など具体的な対応策も講じましょう。

火災防止のための対応も重要です。火の元の確認はもちろんのこと、宿泊者に対してストーブの取り扱いや寝たばこ防止の指導も必要です。

万一来火に備え、避難方法や火災報知器、消火器の位置や取り扱いなどを宿泊者に説明するとともに、各部屋に対応方法を記載した用紙などを置くことも検討しましょう。

定期的に施設や設備を点検し、安全な営業を心がけましょう。

4 各種問い合わせ先

内容	問い合わせ先
○農家民宿全般に関すること ○農林漁業体験民宿業等の確認に関すること	南会津農林事務所 企画部地域農林企画課 住所：南会津町田島字根小屋甲4277-1 TEL：0241-62-5252
○旅館業法に関すること ○食品衛生法に関すること ○温泉法に関すること	南会津保健福祉事務所 (南会津保健所) 生活衛生部衛生推進課 住所：南会津町田島字天道沢甲2542-2 TEL：0241-63-0308
○建築基準法に関すること	南会津建設事務所 建築住宅部建築住宅課 住所：南会津町田島字根小屋甲4277-1 TEL：0241-62-5337
○消防法に関すること	南会津地方広域市町村圏組合消防本部 予防課 住所：南会津町田島字西上川原乙65 TEL：0241-63-3117

5 その他参考情報

(1) 「農家民宿における危機管理マニュアル」について

南会津農林事務所では、農家民宿を経営していく中で起こりうる事故等やその際の対処法についてをまとめた「農家民宿における危機管理マニュアル」を発行しました。

南会津農林事務所のHPにて公開しているとともに冊子を配布しておりますので、配布を希望する方は南会津農林事務所までご連絡ください。

(2) 農家民宿における情報発信について

南会津農林事務所では、農家民宿経営者同士の座談会や農家民宿の経営を検討している方に向けた説明会など、農家民宿に関係する行事を開催しております。

また、南会津地方での教育旅行に活用できる「南会津探求学習ワークブック」や、上記の「農家民宿における危機管理マニュアル」など、各種刊行物も発行しています。

それらの農家民宿関連情報については南会津農林事務所のHPやInstagramなどで発信しておりますので、以下のURL等からぜひご覧ください。

南会津農林事務所HP

： <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36250a/>

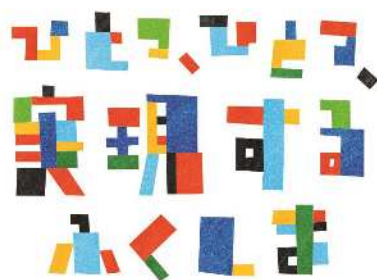
南会津農林事務所Instagram

： https://www.instagram.com/minamiaizu_nourin2/

Instagram二次元コード▶



MINAMIAIZU_NOURIN2



作成
福島県南会津農林事務所
福島県南会津郡南会津町
田島字根小屋甲4277-1

TEL 0241-62-5252

南会津農林事務所

